家内労働法 (昭和四十五年五月十六日法律第六十号) (抜粋)

(目的)

第一条

- 1 この法律は、工賃の最低額、安全及び衛生その他家内労働者に関する必要な事項を定めて、家内労働者の労働条件の向上を図り、もつて家内労働者の生活の安定に資することを目的とする。
- 2 この法律で定める家内労働者の労働条件の基準は最低のものであるから、委託者 及び家内労働者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことは もとより、その向上を図るように努めなければならない。

(定義)

第二条

(前略)

- 2 この法律で「**家内労働者**」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請 負を業とする者その他これらの行為に類似する行為を業とする者であつて厚生労働 省令で定めるものから、主として労働の対償を得るために、その業務の目的物たる 物品(物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。)について委託を受けて、物 品の製造又は加工等に従事する者であつて、その業務について同居の親族以外の者 を使用しないことを常態とするものをいう。
- 3 この法律で「**委託者**」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負 を業とする者その他前項の厚生労働省令で定める者であつて、その業務の目的物た る物品(物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。)について**家内労働者に委 託**をするものをいう。

(後略)

第三条から第七条まで (略)

(最低工賃)

第八条

- 1 厚生労働大臣又は**都道府県労働局長**は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は**都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会**(以下「審議会」と総称する。)の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる。
- 2 厚生労働大臣又は**都道府県労働局長**は、前項の審議会の意見の提出があつた場合 において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、**審議会**に再審議を求 めなければならない。

(審議会の意見に関する異議の申出)

第九条

- 1 厚生労働大臣又は**都道府県労働局長**は、前条第一項の審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。
- 2 前条第一項の審議会の意見に係る家内労働者又は委託者は、前項の規定による公 示の日の翌日から起算して十五日以内に、厚生労働大臣又は**都道府県労働局長**に、 異議を申し出ることができる。
- 3 厚生労働大臣又は**都道府県労働局長**は、前項の規定による申出があつたときは、 その申出について、審議会に意見を求めなければならない。 (後略)

(最低工賃の改正等)

第十条 厚生労働大臣又は**都道府県労働局長**は、**最低工賃**について**必要があると認める**ときは、その決定の例により、その**改正又は廃止の決定**をすることができる。

(最低工賃の決定等に関する**関係家内労働者又は関係委託者の意見の聴取**等) 第十一条

- 1 **審議会**は、**最低工賃の決定又はその改正**若しくは**廃止の決定**について調査審議を 行う場合には、厚生労働省令で定まるところにより、関係家内労働者及び関係委託 者の意見をきくものとする。
- 2 家内労働者又は委託者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は**都道府県労働局長**に対し、当該家内労働者若しくは委託者に適用される最低工賃の決定又は当該家内労働者若しくは委託者に現に適用されている最低工賃の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。
- 3 厚生労働大臣又は**都道府県労働局長は、**前項の規定による申出があつた場合において必要と認めるときは、その申出について審議会に意見を求めるものとする。

(公示及び発効)

第十二条

- 1 厚生労働大臣又は**都道府県労働局長**は、**最低工賃に関する決定**をしたときは、厚 生労働省令定めるところにより、決定した事項を**公示**しなければならない。
- 2 最低工賃の決定及びその改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して 三十日を経過した日(公示の日から起算して三十日を経過した日後の日であつて当 該決定において別に定める日があるときは、その日)から、最低工賃の廃止の決定 は、同項の規定による公示の日(公示の日後の日であつて当該決定において別に定 める日があるときは、その日)から、その効力を生ずる。

(最低工賃額等)

第十三条

- 1 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金(最低賃金法の規定による最低賃金をいう。以下同じ。)(当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金(労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。))との均衡を考慮して定められなければならない。
- 2 最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工等に係る**物品の一定の単位によつて定める**ものとする。

(最低工賃の効力)

第十四条

委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。

第十五条から第二十条まで (略)

(専門部会等)

第二十一条

1 **審議会**は、最低工賃の決定又はその改正の決定について**調査審議を求められたと き**は、**専門部会**を置かなければならない。

(後略)